

第 11 号

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例  
熊本県立高等学校の授業料等に関する条例（昭和23年熊本県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「若しくは同法第17条の規定による届出」を削る。

附則第3項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）の一部改正等に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。